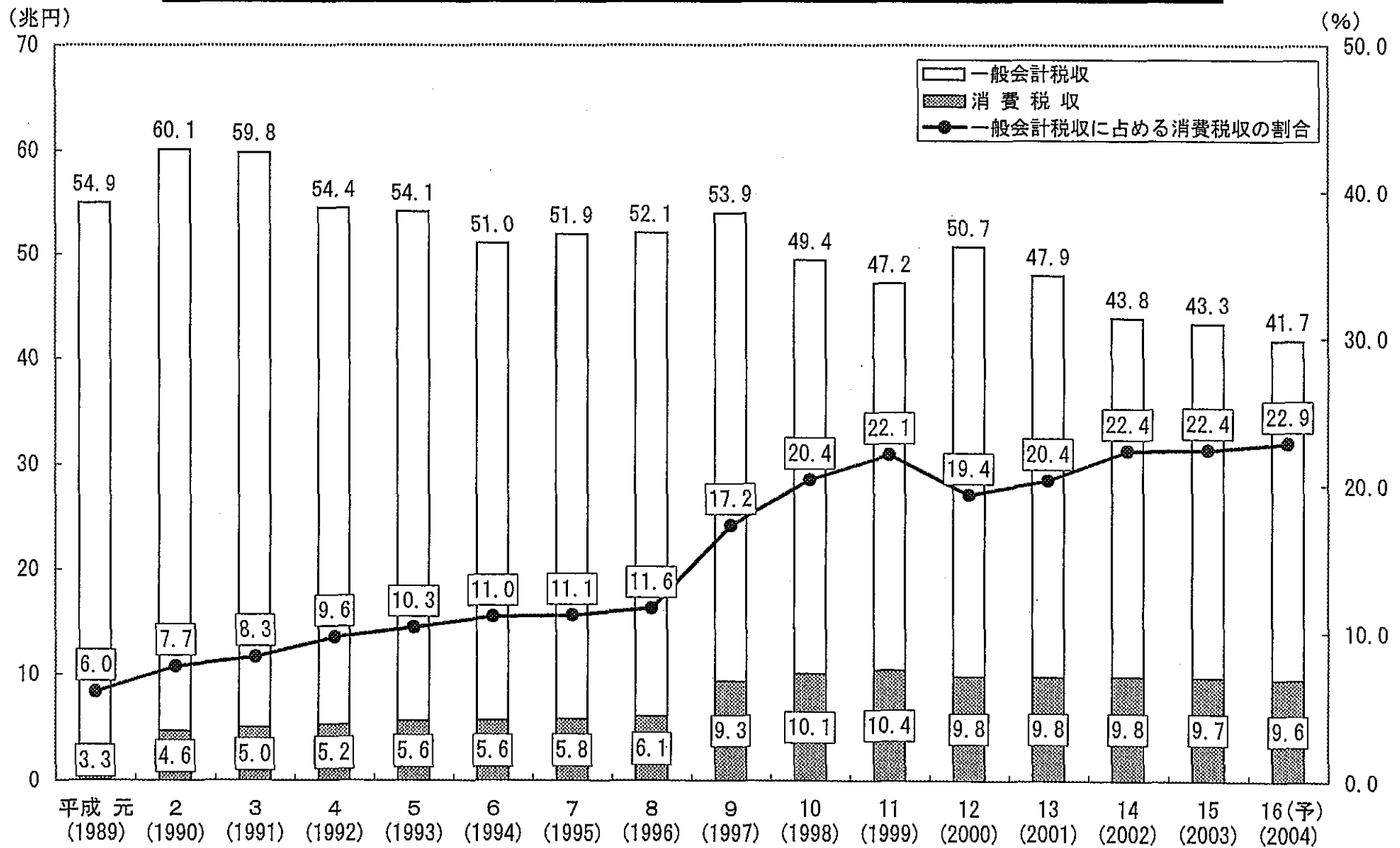


消費税の現状

一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



(注) 一般会計税収及び消費税収については、15年度までは決算額、16年度は予算額による。

(年度)

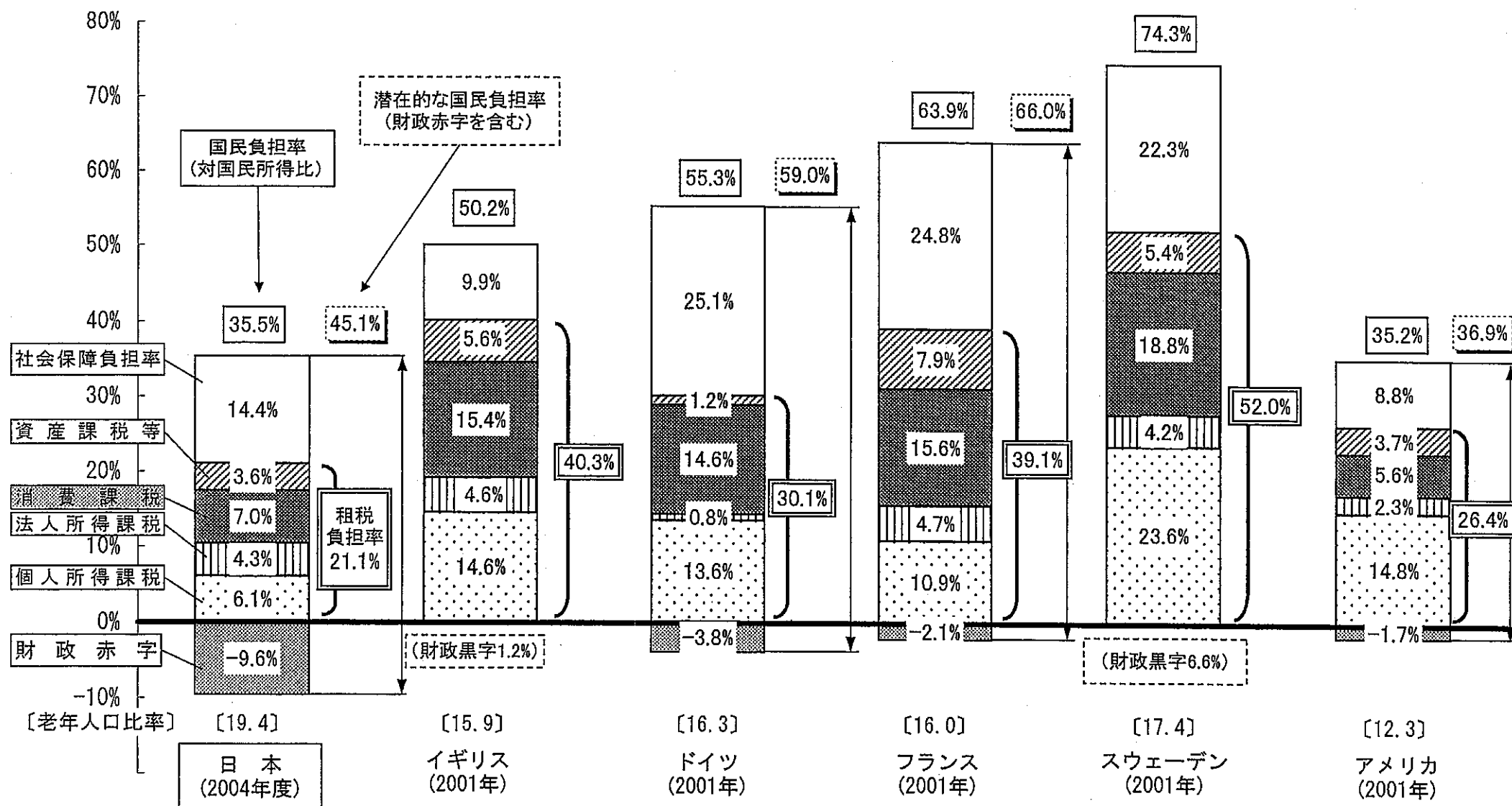
(参考) 消費税収の推移

(単位: 億円)

区 分 \ 年 度	元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
[伸率] 国税収入計 A	571,361	[9.9%] 627,798	[0.7%] 632,110	[▲9.2%] 573,964	[▲0.5%] 571,142	[▲5.5%] 540,007	[1.8%] 549,630	[0.5%] 552,261	[0.7%] 556,007	[▲7.9%] 511,977	[▲3.9%] 492,139	[7.1%] 527,209	[▲5.2%] 499,684	[▲8.3%] 458,442	[▲1.0%] 453,694	[▲2.5%] 442,327
[伸率] 消費税収 B	40,874	[41.4%] 57,784	[7.6%] 62,204	[5.3%] 65,511	[6.6%] 69,831	[0.8%] 70,394	[2.8%] 72,376	[4.6%] 75,709	[22.9%] 93,047	[8.3%] 100,744	[3.7%] 104,471	[▲6.0%] 98,221	[▲0.6%] 97,671	[0.5%] 98,115	[▲1.0%] 97,128	[▲1.5%] 95,630
(B/A)	(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.7%)	(21.2%)	(18.6%)	(19.5%)	(21.4%)	(21.4%)	(21.6%)
うち一般会計分 C (B-D)	32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	104,471	98,221	97,671	98,115	97,128	95,630
うち特別会計分 D (B×20% =消費譲与税)	8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—	—	—	—	—	—
[伸率] 地方消費税収 E	—	—	—	—	—	—	—	—	8,070	[216.0%] 25,504	[▲2.8%] 24,793	[2.0%] 25,282	[▲2.1%] 24,745	[▲2.0%] 24,245	[▲1.3%] 23,936	[4.4%] 25,001
消費税収+地方消費 税収計(B+E)	—	—	—	—	—	—	—	—	101,117	126,248	129,264	123,504	122,416	122,360	121,064	120,631

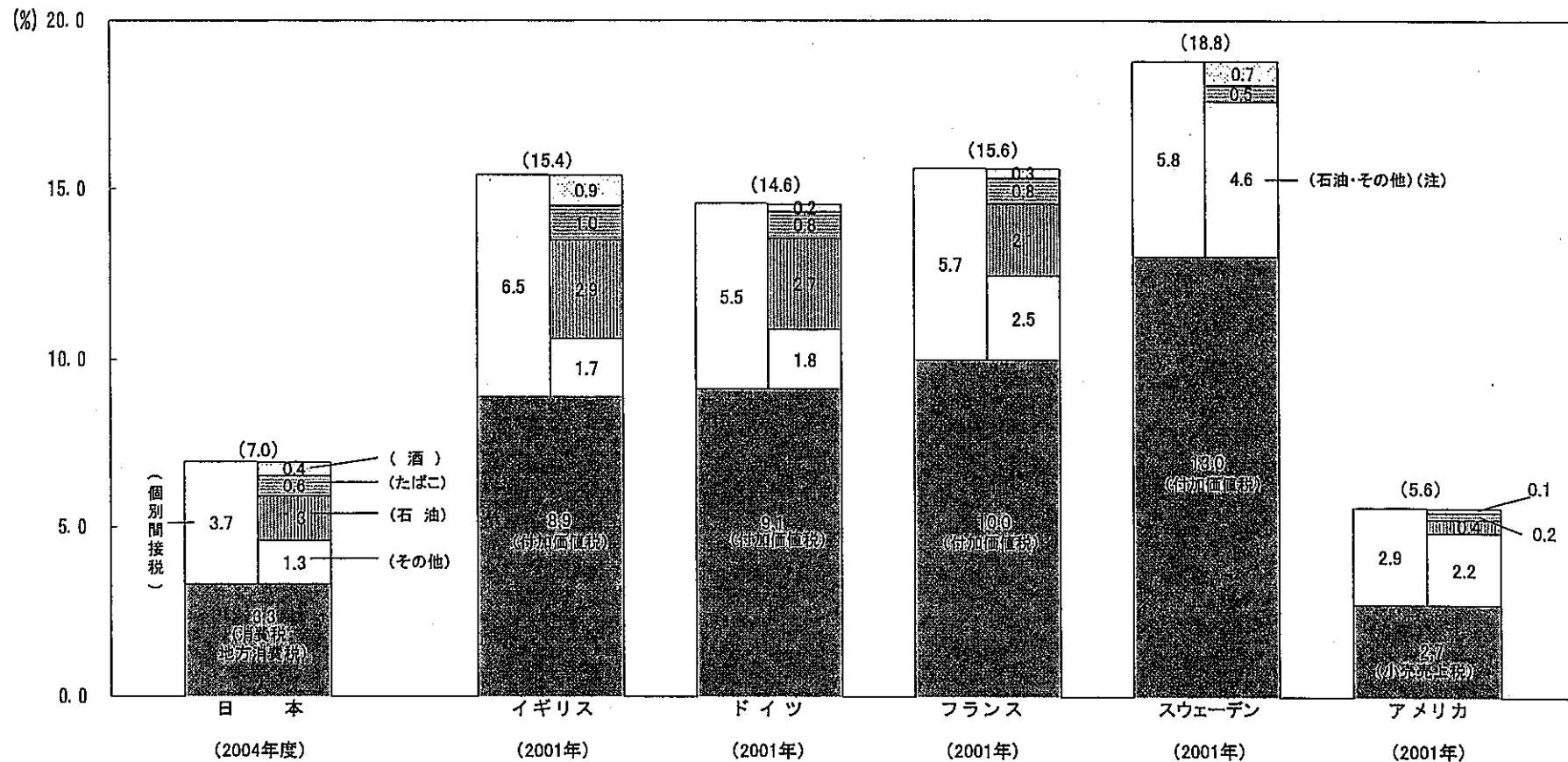
(注) 平成15年度以前は決算額(平成15年度の地方消費税収は速報値)、平成16年度は予算額(又は地方財政計画額)である。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成16年度 (2004年度) 予算ベース、日本以外は、OECD "Revenue Statistics 1965-2002" 及び 同 "National Accounts 1990-2001" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースによる。
 4. 老年人口比率については、日本は2004年の推計値 (国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年 (2002年) 1月推計) による)、その他の国は2000年の数値 (国連推計による) に基づく。

国民所得に占める消費課税(国税・地方税)の割合



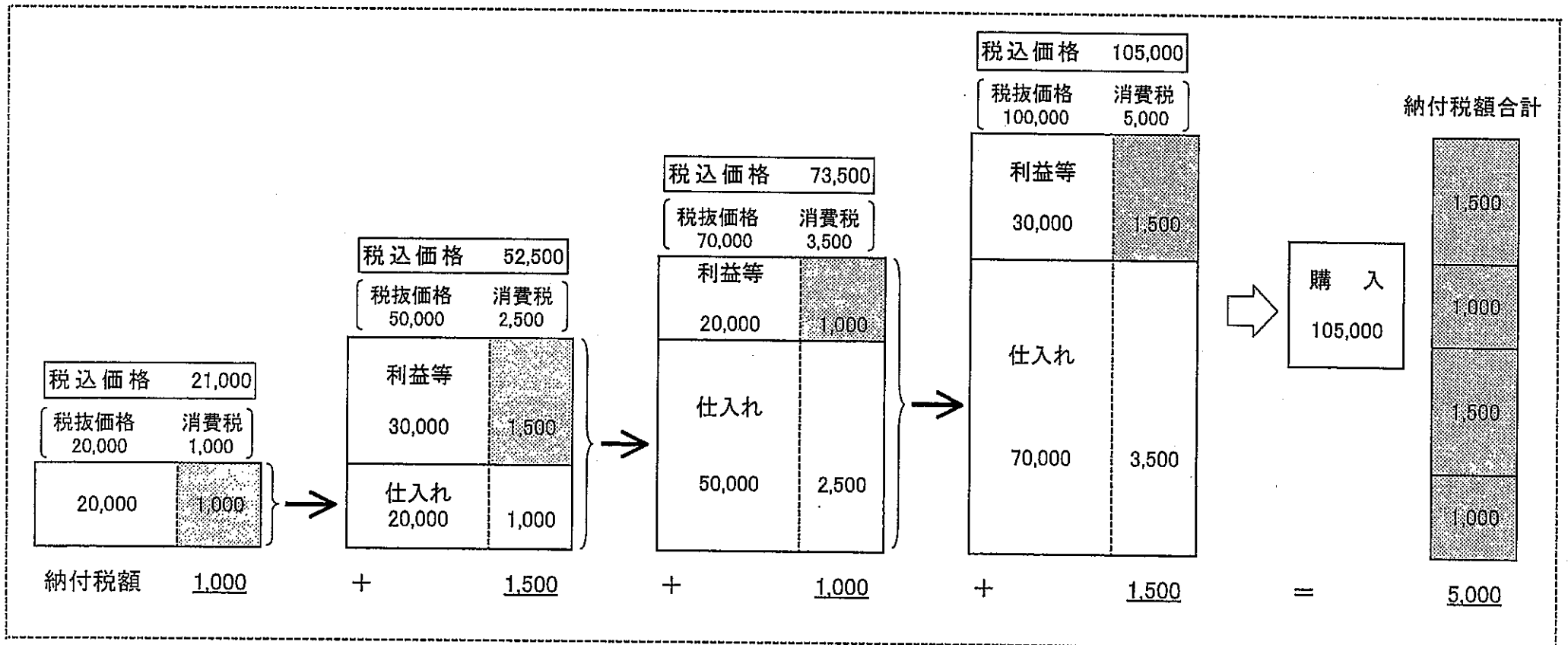
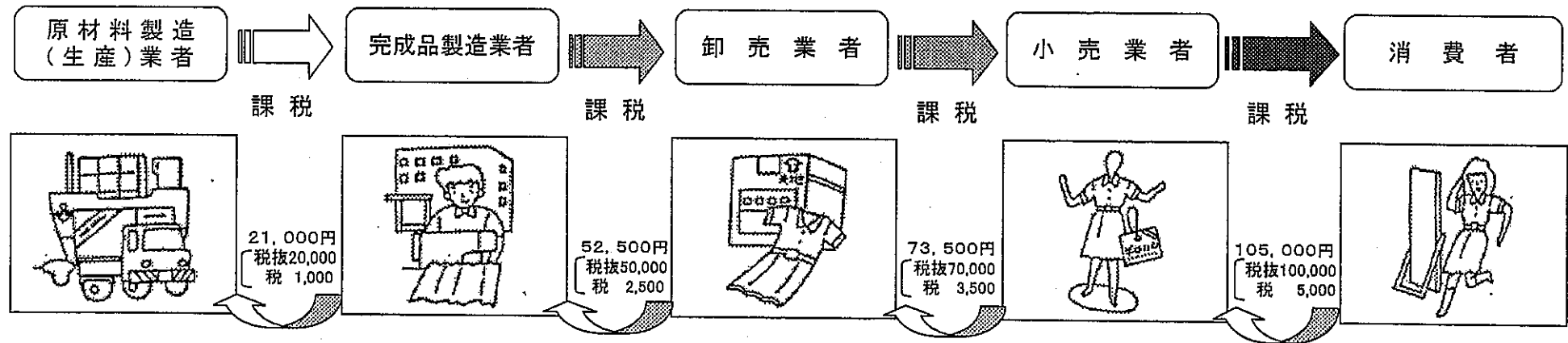
(参考)国内総生産に占める消費課税・付加価値税(消費税)の割合(%)

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	(参考) アメリカ
消費課税	5.1	11.9	10.8	11.4	13.0	4.6
うち、付加価値税	2.4	6.8	6.7	7.3	9.0	2.2 (小売売上税)

(備考)日本は平成16年度(2004年度)予算ベース。日本以外はOECD「REVENUE STATISTICS 1965-2002」により作成。

(注)スウェーデンは、統計上、石油課税とその他のエネルギー課税の仕分がないため、(石油・その他)として表記している。

消費税の多段階課税の仕組み



消 費 税 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要								
課 税 対 象	(1) 国内取引 ——— 国内において事業者が行う資産の譲渡等 (2) 輸入取引 ——— 輸入貨物								
納 税 義 務 者	(1) 国内取引 ——— 事業者 (2) 輸入取引 ——— 輸入者								
課 税 標 準	(1) 国内取引 ——— 課税資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入取引 ——— 輸入の際の引取価格								
税 率	4 % (注) 地方消費税(消費税率1%相当)とあわせた税率は5 %								
納 付 税 額 の 計 算 (原 則)	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額 (注1) 仕入税額控除を行うためには帳簿及び請求書等の保存が要件(請求書等保存方式) (注2) 地方消費税の納付税額 = 消費税の納付税額 × 地方消費税率(25%)								
輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)								
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、家賃等								
申 告 ・ 納 付 (注) 地方消費税は消費税 に併せて申告・納付	(1) 国内取引 ① 確定申告 個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納付 ② 中間申告 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額</th><th style="width: 50%;">中 間 申 告 ・ 納 付 回 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下</td><td>年 1 回 (前課税期間の年税額の1/2)</td></tr> <tr> <td>4 0 0 万 円 超 4 , 8 0 0 万 円 以 下</td><td>年 3 回 (前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td></tr> <tr> <td>4 , 8 0 0 万 円 超</td><td>年 11 回 (前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td></tr> </tbody> </table>	直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額	中 間 申 告 ・ 納 付 回 数	4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下	年 1 回 (前課税期間の年税額の1/2)	4 0 0 万 円 超 4 , 8 0 0 万 円 以 下	年 3 回 (前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4 , 8 0 0 万 円 超	年 11 回 (前課税期間の年税額の1/12ずつ)
直 前 の 課 税 期 間 の 年 税 額	中 間 申 告 ・ 納 付 回 数								
4 8 万 円 超 4 0 0 万 円 以 下	年 1 回 (前課税期間の年税額の1/2)								
4 0 0 万 円 超 4 , 8 0 0 万 円 以 下	年 3 回 (前課税期間の年税額の1/4ずつ)								
4 , 8 0 0 万 円 超	年 11 回 (前課税期間の年税額の1/12ずつ)								

(2) 輸入取引
保税地域からの引取りの際に申告・納付